

安全衛生活動 支援ツールについて

公益社団法人
全国産業資源循環連合会



安全衛生支援ツール一覧

- **産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説**
- **安全衛生規程作成支援ツール**
- **安全衛生チェックリスト**
- **産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース**
- **未熟練労働者のための安全衛生教育の動画教材**
- **産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル**
- **産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント**
～災害ゼロを目指して～
- **リスクアセスメントの実施支援システム**
- **未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル(産業廃棄物処理業編)**
- **交通労働災害防止のためのガイドライン**
- **「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」**

全国産業資源循環連合会ホームページ

(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

安全衛生規程の 作成支援ツール

「安全衛生規程」とは？

各事業者が「労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進」に寄与するために実施すべき事項を文書化したもの

規程の作成は法的に要求されている事項ではありませんが、適切な管理を実施するためには必要不可欠なものです！

ポイント:

- ① 各事業者が作成（文書化）するもの
- ② 事業者としての安全衛生への取組方針を明示するもの
- ③ 安全衛生活動を計画的・継続的に実施するためのツール



社内外に対する「安全衛生配慮義務を遂行している証」

「安全衛生規程」とは？

規程作成により期待される効果は？

－ 5つの効果 －

- 効果①：事業者の安全衛生に対する考え方が、具体的な事項として明確になり、活動の指針になる。
- 効果②：規程の実施・運用を通じ、労使が一体となった活動が可能となる。
- 効果③：規程に基づき安全衛生管理計画を作成・従業員に周知することで、実施すべき事項が明確となる。
- 効果④：労働安全衛生法と事業場の規程を遵守する土壌が醸成され、従業員に遵法精神が生まれる。
- 効果⑤：社内リスク管理に寄与するだけでなく、顧客に対してもPR可能なものとなる。

モデル安全衛生規程及び解説とは？

産業廃棄物処理業における
モデル安全衛生規程及び解説

平成28年1月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
安全衛生委員会

各事業所が安全衛生規程を作成するためのモデルとして策定（「条文」と「解説」からなる）

➡ 各事業者が、これを受けて自社に見合った規程を策定！

概要：

- ① 産業廃棄物処理業に係る安全衛生関連の共通的事項を網羅
- ② 産業廃棄物処理業における業種ごとの代表的な作業を選定

モデル安全衛生規程及び解説とは？

モデル安全衛生規程及び解説の中身

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、産業廃棄物処理業の事業者（以下「事業者」という。）が労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に寄与するために実施する事項を定め、もって職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進に資することを目的とする。

解説：

- 1 「事業者」とは「事業」の経営主体を表わす労働安全衛生法上の概念であり、具体的には、法人、個人事業者のことです。
- 2 また、「労働災害」とは、労働者の業務に起因したいわゆる業務上の負傷、疾病、死亡をいい、使用した機械設備に起因するか、労働者の作業行為に起因するかは、必ずしも条件とはなりません。
- 3 目的を達成するためには、労働災害防止のための基準の確立や安全衛生管理体制の明確化並びに自主的な取り組みが必須となります。

(遵守義務)

第2条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

解説：

- 1 労働安全衛生法では、個々の条文において、「事業者は・・・しなければならない（してはならない）」とされています。しかし、同法第122条に、いわゆる「両罰規定」が定められていることから、実際の行為者（何らかの権限が与えられ、災害防止のための措置を行うべき従業員）も罰せられることになります。
したがって、実際には、個々の条文は、「事業者又は事業者から災害防止のために何らかの権限を与えられた従業員は・・・しなければならない（してはならない）」と読み替える必要があります。
- 2 労働者は、事業者が講じる労働者の危険防止及び健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守る必要があります。

各社の安全衛生規程となる条文

条文の解説

「モデル安全衛生規程」の活用方法

どのように自社の規程を作成するか？

STEP1

●まずは「自社の業態・作業内容」等を再確認する！

- ・・・自社の安全衛生に係る管理状況を再確認
(文書類を含めた管理体制、教育訓練状況、等)
- ・・・従業員数、設置設備、作業内容等の基本事項について再度把握

STEP2

●「モデル安全衛生規程」から自社事業場の作業を洗い出す！

- ・・・「モデル安全衛生規程」は、産廃処理業における共通事項とそれぞれの業態に合わせた幅広い作業項目を整理
- ・・・「モデル安全衛生規程」の内容を確認し、自社の体制や作業に関連する箇所、不足している箇所を抽出

「モデル安全衛生規程」の活用方法

どのように自社の規程を作成するか？

STEP3

●「モデル安全衛生規程」から文書化する！

- ・・・自社の体制や作業に関連する箇所を「モデル安全衛生規程」から抜き出し、文書化

STEP4

●不足箇所等を補完し、自社の規程を完成させる！

- ・・・「モデル安全衛生規程」に記載の無い作業、また、自社独自の管理事項等を付加し、自社の業務内容に合った規程を完成

規程に従って、安全衛生活動を実施！

「モデル安全衛生規程」の活用方法

具体的な作成作業の方法は？

例えば、、、 **安全衛生管理体制** は、 **(第2章 第5条～第11条、第13条)**

自社事業場の労働者数によって、選任すべき管理者、管理者の資格要件、職務、選任の届出の有無、等が変わる。

《参考：管理者の種類等》

- ① 統括安全衛生管理者 (第5条)
- ② 安全管理者 (第6条)
- ③ 衛生管理者 (第7条)
- ④ 安全衛生推進者 (第8条)
- ⑤ 産業医 (第10条)
- ⑥ 安全衛生委員会 (第13条)

あなたの事業場の労働者数は？

57人

②、③、⑤、⑥が必要

関連する「条文」・「解説」のみ抽出

「モデル安全衛生規程」の活用方法

具体的な作成作業の方法は？

例えば、、、 **安全衛生教育(特別教育等)** は、 **(第3章 第15条)**

自社の業務内容を勘案し、法定の項目より抽出する。

→ 産廃処理に係わる種類は20程度

例えば、、、 **定期自主検査** は、 **(第6章 第31条)**

自社の機械・車両等を勘案し、法定の項目より抽出する。

→ 産廃処理に係わる機械等の区分は20程度

例えば、、、 **中間処理業の安全衛生管理** は、 **(第8章 第2節)**

自社中間処理の種類・作業を勘案し、該当箇所を抽出・補完する。

→ 「選別」、「破碎」、「焼却」、「中和処理」、「乾燥処理」、「感染性廃棄物処理」「廃石綿等処理」等、多くの項目を「モデル安全衛生規程」では網羅

安全衛生規程作成支援ツールとは？

各事業者が、より簡単に安全衛生規程を作成するためのツール

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
National Federation of Industrial Waste Management Associations

安全衛生規程作成支援ツール

従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程ができあがります。作成された安全衛生規程はテキストファイルで保存されますので、お手持ちのワープロソフトで細かい文章などを修正・追加、必要のない項目を削除できます。より事業場の現状に合った安全衛生規程を作成してください。

- 会社名をいれてください。
- 従業員数を選択してください。【※事業場の必要員数とする。】
● 1～9人 ○ 10～49人 ○ 50～99人 ○ 100人以上
- 処理内容を選択してください。
 収集運搬 中間処理 最終処分
 重機作業 活性汚泥
 圧縮プレス 中和
 焼却 脱水
 破砕 乾燥
 混合 油水分離
 選別 腐食性
 固形化 廃石綿
- 表示オプションを選択してください。
 関連法令
 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ
- 作成ボタンをクリックしてください。【※テキストファイルで出力されます。】
 ※テキストファイルで出力されます。

Copyright (C) 2006 National Federation of Industrial Waste Management Associations. All Rights Reserved.

kiter - メモ帳

ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

産業廃棄物 安全衛生規程

第1章 総則

(目的)
第1条 この規程は、産業廃棄物処理業の事業者（以下「事業者」という。）が労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(遵守義務)
第2条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

(安全衛生方針の表明)
第3条 事業者は、安全衛生方針を表明し、これを事業場に掲示する等の方法で労働者に周知しなければならない。

(安全衛生管理計画)
第4条 事業者は、安全衛生管理計画を作成し、労働災害の防止と労働者の健康保持増進のための施策を実行しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生推進者)
第5条 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、法令で定めるところにより、安全衛生推進者を2名以上、安全衛生推進者を選任したときは、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。

(作業主任者)
第6条 事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、法令で定めるところにより作業主任者を選任しなければならない。

第3章 安全衛生教育、就業制限等

(雇入れ時の教育)
第7条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、法令で定めるところにより、安全衛生教育を行わなければならない。

(特別教育等)
第8条 事業者は、法令で定める危険又は有害な業務及びこれに準ずる業務に労働者を従わせるときは、法定の特別教育又はこれに準ずる特別教育又はこれに準ずる教育を行なったときは、教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

(職長等の安全衛生教育)
第9条 事業者は、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対して、安全衛生教育を行わなければならない。

安全衛生規程作成支援ツールの使用方法

お問い合わせ 

連合会のご案内

連合会の活動

処理企業の方へ

排出事業者の方へ

行政からのお知らせ

出版物のご案内

公益社団法人
全国産業資源循環連合会

①「処理企業の方へ」に矢印を重ねる

環境を守り、
産業を支える

最新情報

2018/6/21 低炭素社会実行計画 第1カテゴリー企業等の公表をしました。

全国産業資源循環連合会ホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

安全衛生規程作成支援ツールの使用方法

お問い合わせ 

公益社団法人
全国産業資源循環連合会

連合会のご案内	連合会の活動	処理企業の方へ	排出事業者の方へ	行政からのお知らせ	出版物のご案内
連合会の概要	要望・提言	産業廃棄物処理委託契約	適正な処理委託のご案内	行政からのお知らせ一覧	書籍購入フォーム
組織図	業界指針・業界自主基準	マニフェスト	委託先を選ぶ/探す		いんだすとバックナンバー購入フォーム
所在地案内	地球温暖化対策	講習会（処理業許可・特官責任者）	実地確認チェックリスト		送料・支払い方法
正会員リスト	災害廃棄物処理支援	セミナー/イベント			
賛助会員リスト	調査・報告書	業界指針・業界自主基準			
倫理綱領		適正処理推進プログラム			
公開情報		安全衛生			
行事予定		人材育成			

②「安全衛生」をクリック

環境を守り、産業を支える

最新情報

安全衛生管理体制の構築

厚生労働省では、産業廃棄物処理業における労働災害の減少を図るための基盤整備事業の一環として、平成15年に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」、「安全衛生チェックリスト」を作成しました。

「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」は、労働安全衛生法を基本として、各事業場において安全衛生管理体制を構築するための事項および労働災害防止のために実施すべき事項を規定し、その解説を加えたものです。

①「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」【令和元年5月改訂版】(1.08MB) 

また、当連合会安全衛生委員会において、従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程の作成を可能とするツールを作成しました。より事業場の現状に合った安全衛生規程の作成が可能となりますので、ぜひ活用下さい。

②「安全衛生規程作成支援ツール(令和元年5月更新)」はこちら 

③「安全衛生規程作成支援ツール」はこちらをクリック

「安全衛生チェックリスト」は、各事業場の安全衛生活動への取組状況を自己診断するためのツールとして活用可能な内容となっています。

④「安全衛生チェックリスト【平成30年7月改訂版】」(2.2MB) 

⑤「安全衛生チェックリスト【平成30年7月改訂版】エクセル版」 

安全衛生規程作成支援ツールの使用方法

安全衛生規程作成支援ツール

従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程ができあがります。作成された安全衛生規程はテキストファイルで保存されますので、お手持ちのワープロソフトで細かい文言などを修正・追加、必要のない項目を削除できます。より事業場の現状に合った安全衛生規程を作成してください。

1. 会社名をいれてください。

1. 会社名を入力

2. 従業員数を選択してください。【※事業場毎の従業員数とする。】

1～9人 10～49人 50～99人 100人以上

2. 自社の従業員数を選択

3. 処理内容を選択してください。

- 収集運搬
- 中間処理
- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 重機作業 | <input type="checkbox"/> 活性汚泥 |
| <input type="checkbox"/> 圧縮プレス | <input type="checkbox"/> 中和 |
| <input type="checkbox"/> 焼却 | <input type="checkbox"/> 脱水 |
| <input type="checkbox"/> 破碎 | <input type="checkbox"/> 乾燥 |
| <input type="checkbox"/> 混合 | <input type="checkbox"/> 油水分離 |
| <input type="checkbox"/> 選別 | <input type="checkbox"/> 感染性 |
| <input type="checkbox"/> 固形化 | <input type="checkbox"/> 廃石綿 |
- 最終処分

3. 自社の業種と、中間処理業を営んでいる場合は自社の処理内容を選択する。

4. 表示オプションを選択してください。

- 関連法令
- 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ

4. 関連法令と、モデル安全衛生規程の該当ページを表示するか選択

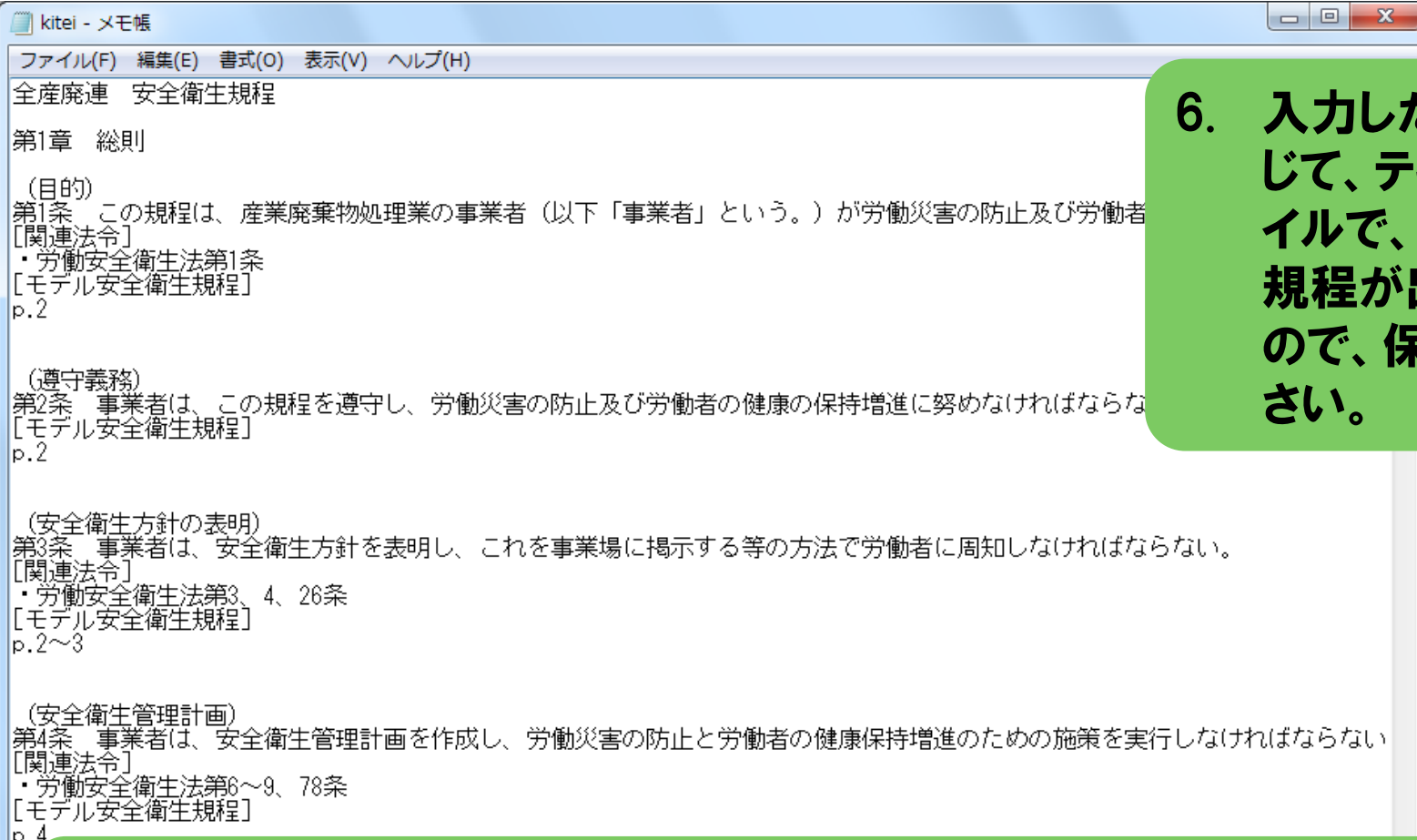
5. 作成ボタンをクリックしてください。【※テキストファイルで出力されます。】

※テキストファイルで出力されます。

5. 作成ボタンをクリック

安全衛生規程作成支援ツールの使用方法

6. 入力した内容に応じて、テキストファイルで、安全衛生規程が出力されるので、保存して下さい。



7. テキストファイルを保存した時点で、安全衛生規程の完成とするのではなく、見やすいように、お手持ちのワープロソフトに貼り付けていただいた後、モデル安全衛生規程の該当ページを参照しながら、より事業場の現状に合った安全衛生規程を作成してください。

安全衛生規程作成支援ツールの使用方法

ワープロソフトでの作成例

安全衛生規程

目次

第1章 総則	1
第2章 安全衛生管理体制	1
第3章 安全衛生教育、就業制限等	1
第4章 作業管理等	2
第5章 健康管理	3
第6章 安全衛生管理共通基準	4
第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準	20
第8章 中間処理作業の安全衛生管理基準	25
第9章 最終処分作業の安全衛生管理基準	28

全産廃連

全産廃連 安全衛生規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、産業廃棄物処理業の事業者（以下「事業者」という。）が労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に寄与するために実施する事項を定め、もって職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進に資することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

(安全衛生方針の表明)

第3条 事業者は、安全衛生方針を表明し、これを事業場に掲示する等の方法で労働者に周知しなければならない。

(安全衛生管理計画)

第4条 事業者は、安全衛生管理計画を作成し、労働災害の防止と労働者の健康保持増進のための施策を実行しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生推進者)

第5条 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、法令で定めるところにより、安全衛生推進者を選任し、第6条及び第7条の安全及び衛生に係わる技術的事項（又は衛生に係わる業務）を担当させなければならない。

2 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

(作業主任者)

第6条 事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、法令で定めるところにより作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮等の事項を行なわせなければならない。

第3章 安全衛生教育、就業制限等

(雇入れ時の教育)

安全衛生チェックリスト

安全衛生チェックリストとは？

産業廃棄物処理業



安全衛生チェックリスト

安全衛生 チェックリスト とは

- このチェックリストは産業廃棄物処理業で働く方々の安全衛生の確保を推進するための、「安全衛生管理上の基本的・代表的な事項」をあげたものです。
- 事業場規模に関わらず、本チェックリストにある事項は実施しましょう。
- このチェックリストを用いて、基本的な事項に問題がないが、ざっとく点検しましょう。

！ チェック項目について

- 業務内容により、該当しない項目は削除して活用してください。
- 例えば収集運搬業のみ営まれる場合は、「目安全手袋」の「目中央部距離」や「目替換区分」の項目は不要です。

！ だれが点検するのか

- この点検は、事業者または管理責任者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者）が行ってください。

！ どのように点検するのか

- 点検表の該当する項目を一つ一つチェックしてください。チェックに際しては、点検者自身が現状を把握するか、事後の責任者とおして確認してください。

！ いつ、点検するのか

- 職場の安全衛生管理の現状を把握するために、今すぐに点検してみてください。そして、問題点を改善した後、もう一度点検して、改善の効果を把握しましょう。
- 良好な状態を維持していくためには、定期的に点検を行うことが大切です。全国安全週間（7月1日～7日）、全国労働衛生週間（10月1日～7日）、年末年始防災意識週間（12月15日～1月15日）など、機会をとらえて点検してください。

！ 改善に結びつけよう

- 「はい」にチェックした項目については、さらに改善に努めるとともに、「いいえ」にチェックした項目については、早速、改善してください。
- 改善に当たっては、モデル安全衛生情報に基づき、総合的・計画的に取り組み、改善の効果を継続しながら高めることが大切です。

評価の方法について

1. チェック内容に基づき、該当する項目にチェックしてください。
2. 「はい」にチェックした項目については、現状維持はもとよりさらなる充実に努めてください。
3. 「いいえ」にチェックした項目については、その数を下の記入欄に入れてください。

定期的な点検を行い、「いいえ」の数がゼロになるよう改善を図りましょう。

「いいえ」の合計件数

件

各事業所の安全衛生に関する 状況をチェックするためのリスト チェック内容：

- ① 安全衛生管理体制、教育、健康管理に関すること
- ② 作業の安全に関すること
- ③ 作業環境管理等に関すること

安全衛生チェックリストの活用方法

●「安全衛生チェックリスト」の項目を確認する！

- ・・・チェック項目は、あくまでも「代表選手」
まずは、自社で必要な項目を洗い出しましょう



●不足しているチェック項目を補完する！

- ・・・自社特有のチェック項目があれば追加する
(本チェックリストを活用し、自社独自のリスト整備も可)



「安全衛生チェックリスト」
(あるいは、自社独自のチェックリスト)
に従って、安全衛生状況の点検！



安全衛生チェックリストの活用方法

チェックの方法

●5W1hを踏まえて効果的な実施を!

項目	内容
いつ(When)	<ul style="list-style-type: none">① 説明を受けてすぐに(現状の把握)② 対策を取った後に(効果の確認)③ 全社的行事等に絡めて(維持の確認)
どこで(Where)	<ul style="list-style-type: none">① 事業場内② 排出元
だれが(Who)	<ul style="list-style-type: none">① 事業者② 事業者と現場責任者が同時に(異なる視点で)
なにを(What)	<ul style="list-style-type: none">① チェックリストの項目(適宜、更新)
どのように(How)	<ul style="list-style-type: none">① 現場観察(最も重要)② チェックリストによるチェック③ 帳票、記録等のチェック④ 聞き込み(ヒアリング)
なぜ(Why)	<ul style="list-style-type: none">① 実施そのもの

産業廃棄物処理業 ヒヤリハットデータベース

ヒヤリ・ハットとは？

数多くの危険が存在する中、
「たまたま事故や災害に至らずに済んだ」
という体験

ヒヤリ・ハットはその背後に多くの労働災害の芽が
潜んでおり、**労働災害を防止するための貴重な情
報源**である。これらの情報を巧く活用することで
災害や事故を未然に防止することが可能である

ヒヤリ・ハット活動とは？

- 労働者が経験した「ヒヤリとした、ハットした事例」を報告し、類似災害を未然に防止するもの
- この活動により、労働者が危険なものを危険と感じる感受性が磨かれる



ヒヤリ・ハット事例集の作成など

産業廃棄物処理業 ヒヤリハットデータベースとは？

全国の産業廃棄物処理業者から、収集したヒヤリ・ハット事例をまとめた、データベース(全2,070件)

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
National Federation of Industrial Waste Management Associations

産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース

各都道府県協会から提供されたヒヤリハット事例について、各種条件に応じて自由に検索することができます。自分が体験した事例から、類似する事例を検索し、共通する問題点を探ることで、今後の対策にお役立てください。(全2,070件 平成26年2月19日現在)

1. 起因物(複数選択可)

運搬車・交通
荷物・廃棄物
作業環境等
雷撃等
処理施設
その他

選択解除

2. 事故の型(複数選択可)

挟まれ・巻き込まれ
交通事故
衝突・接触
転落・転倒
燃焼・火災
飛来・落下
その他

選択解除

3. 場所(複数選択可)

一般道路
高速道路
回収先
自社内
工場・処分場
工事現場
その他

選択解除

※ 複数選択したいとき、または選択を解除したいとき(Win)Ctrlキーを押したままクリックして下さい。

4. 検索キーワード

検索したいキーワードを空白で区切って、入力してください。

例) 収集運搬 車輛……

全てを含む

少なくとも一つを含む

以上の条件で検索

産業廃棄物処理業ヒヤリハット事例集 検索結果

2,070件見つかりました。

起因物	事故の型	場所	何があったとき	何が起きた	改善すべき事項	記録日
運搬車・交通	交通事故	一般道路	廃棄物を乗せたトラックを運搬中	道路工事の車や歩行者と接触、ぶつかった。	必ず防犯カメラ設置して、映像の写し出しを済ませる。 歩行者等は廃棄物等による危険を察知するよう注意喚起する。安全確保を要する。	2014年12月19日
荷物・廃棄物	荷重・落下	一般道路	トラックに入れた廃棄物を必要量で走行中	橋の上で荷物が落ちた。	トラックの積り具合が確認できる。 シートにて養生する。	2014年12月19日
作業環境等	転落・転倒	回収先	トラックの積込時	トラックの積込時に足が滑り、落ちてしまった。	作業員は十分に注意してから作業を進める。 滑り防止の対策を講ずる。事前に足場を確保する。	2014年12月19日
荷物・廃棄物	荷重・落下	一般道路	運搬中	歩道に落下してしまい、歩行者と接触をかけた。歩道車道に落ちた。	必ず積込チェックして、運搬の仕方を注意する。	2014年12月19日
荷物・廃棄物	衝突・接触	工場・処分場	フォークリフトで走行中	トラックと接触して、他の作業員がケガをした。	作業員は必ず安全確認してから作業をする。 事前に積込確認の徹底を要する。	2014年12月19日
荷物・廃棄物	荷重・落下	回収先	トラックの積込時	積込時にフォークリフトで積み取っている荷物が落ちた。	積込時に十分に注意する。 事前に積込確認の徹底を要する。	2014年12月19日
運搬車	衝突・接触	自社内	倉庫内フォークリフト作業中	天井の照明灯にぶつかり、壊れた。	照明の安全確認を要する。 フォークリフト作業時は、常に注意を要する。	2014年12月19日
処理施設	挟まれ・巻き込まれ	工場・処分場	ホースで吸引中	詰まったので、手で取り除こうとして、手を傷めた。	作業員は必ず安全確認してから作業を進める。 ホースの先端は常に注意を要する。手袋の着用を要する。	2014年12月19日
作業環境等	荷重・落下	回収先	廃棄物の積み込み時	使用していたホースが外れて荷場に落ちてしまった。	作業員は、ホースが破損していないかを確認する。	2014年12月19日
作業環境等	転落・転倒	回収先	トラックの積込時	転倒した。	積込時の安全確認を要する。 積込時の安全確認を要する。	2014年12月19日
作業環境等	荷重・落下	回収先	高圧洗浄機で洗浄中	高圧洗浄機が壊れた。	高圧洗浄機は定期的に点検する。 高圧洗浄機は定期的に点検する。	2014年12月19日
荷物・廃棄物	その他	回収先	廃棄物の積み込み時	高圧洗浄機が壊れた。	高圧洗浄機は定期的に点検する。 高圧洗浄機は定期的に点検する。	2014年12月19日
作業環境等	その他	回収先	作業員が倒れている時	作業員が倒れている時	作業員が倒れている時	2014年12月19日
荷物・廃棄物	燃焼・火災	工場・処分場	処理施設稼働中	燃焼施設で火災が発生した。	燃焼施設の安全確認を要する。 燃焼施設の安全確認を要する。	2014年12月19日
作業環境等	その他	自社内	試験場で仕分け作業中	試験場で仕分け作業中	試験場で仕分け作業中	2014年12月19日

ヒヤリハットデータベースの使用法

「産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況」

厚生労働省の「労働災害統計」を基に「産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況」を作成しましたので、ご活用ください。

[産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況](#) 

「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」

平成29年度から平成31年度の3年間で全ての都道府県において死傷者数を20%以上減少させることを目標として、各都道府県協会と連合会が一丸となって取り組んでいます。全ての産業廃棄物処理業者が、労働災害の撲滅、そのための労働安全対策が重要であることを認識し、それぞれが責任ある行動を取ることで、安全で健康な職場づくりを目指しています。

[安全で健康な職場づくりのために！](#) 

「見直そう！安全衛生活動～従業員が朝来た時と同じ状態で帰れる職場作りを～」

業界として、安全衛生活動に対する事業場の意識を高めていくことが求められていることから、さらなる啓発を図るため、安全衛生活動に係るパンフレットを作成しました。

本パンフレットは安全衛生の重要性や安全衛生に係る基本的な取り組み、連合会で作成している支援ツール等について紹介しておりますので、ご活用ください。

[安全衛生活動に係るパンフレット](#) 

産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース

当連合会安全衛生委員会において、各協会において既に取り組みが進められている「ヒヤリハット事例」を集めて整理し、業界全体で共有することができる「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」を作成しました。

本システムは「起因物」、「事故の型」、「場所」、「フリーワード」の4つの方法から検索することができます。

「ヒヤリ」または「ハット」した経験を共有することで、作業現場の安全管理に役立て、要因分析のスキル向上に活用ください。

[産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベースはこちら](#) 

**産業廃棄物処理業ヒヤリハット
データベースはこちらをクリック**

ヒヤリハットデータベースの使用法

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
National Federation of Industrial Waste Management Associations

産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース

各都道府県協会から提供されたヒヤリハット事例について、各種条件に応じて自由に検索することができます。自分が体験した事例から、類似する事例を検索し、共通する問題点を探ることで、その後の対策にお役立てください。(全2,070件 平成26年2月19日現在)

1. 起因物(複数選択可) 連動車・交通 荷物・廃棄物 作業環境等 重機等 処理施設 その他 選択解除	2. 事故の型(複数選択可) 挟まれ・巻き込まれ 交通事故 衝突・接触 転落・転倒 爆発・火災 飛来・落下 その他 選択解除	3. 場所(複数選択可) 一般道路 高速道路 回収先 自社内 工場・処分場 工事現場 その他 選択解除
---	---	--

※ 複数選択したいとき、または選択を解除したいとき (Win)ctrlキーを押したままクリックして下さい。

4. 検索キーワード 検索したいキーワードを空白で区切って、入力してください。 例) 収集運搬 車両・・・ 全てを含む 少なくとも一つを含む

以上の条件で検索

(1)検索画面

ヒヤリハットデータベースは次の3つの方法から検索ができる。

- ①起因物
- ②事故の型
- ③場所
- ④フリーワード

④のフリーワード検索は、利用者が任意のキーワード(「全てを含む」、「少なくとも一つを含む」2種類)を設定し、これが含まれる事例データを検索する。

ヒヤリハットデータベースの使用手法

産業廃棄物処理業ヒヤリハット事例集 検索結果

[戻る](#)

68件見つかりました。

起因物	事故の型	場所	何をしているとき	何がどうした	改善すべき事項	登録日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	場内作業時	処理プラントから金属音が聞こえたので行って見たら、プラントの二階から鉄パイプが落下していた。	専用の容器を用意し、置き場を設ける。	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	空パレットを移動中	リフトの爪をさしていた束の部分が外れてバランスを失い、荷崩れた。	・移動時にはバック走行をする。 ・作業前にパレットの破損状況を確認する。	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	医療廃棄物を降ろす為、コンテナ車の扉を開いた時	積み込んだバール缶が傾きに落ちてきた。	1. 荷崩れしないように、奥は高く扉の近くは低く積む。2. 扉を開閉する時は、ゆっくり開閉内部を確認し、安全を確かめてから作業を行う。3. 荷崩れ防止の為、急発進・急停車をしない。	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	廃試薬の選別作業をして、段ボール箱に詰める作業	段ボール箱に詰めたものを軽トラックの荷台に運ぶため箱を持ち上げた時に、底が抜けそうになって中身が落ちそうになった	段ボール箱に入れる量と重さに注意する。重い廃試薬は、ポリ容器に入れる	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	アームロール車から荷降ろしをする時	観音扉を開けたところ、荷が落下し、ぶつかってしまった	廃棄物ピット前の傾斜地を利用し、トラック荷台の後方をアップした状態で荷降ろしすること	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	オーブンドラム(蓋付き)を降ろす時	ドラムから僅かに液漏れた	脱水状態の確認と、パッキンの状態の再確認の上積み込みをする	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	アームロール車でコンテナ脱着作業時	コンテナを上げる際、アームのフック部分がコンテナから外れコンテナが落下した。人や物がなかったため車輻後方のバンパー破損ですんだ。	コンテナ脱着時は、必ずアームとコンテナのフックがしっかり掛っているかを確認。	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	作業中	フロンボンベ置場でバブルが緩んでいたボンベからフロンが放出した。	使用後のバブルの確認、チェックシートの作成。	2014年2月19日
荷物・廃棄物	飛来・落下	工場・処分場	コンクリートガラを荷降ろしする際(深型10トンダンプ)	ダンプトラックの後方扉を開けた時に、ガラが地上に落ちてバウンドして顔に当たった。怪我はない。	積荷状況を確認し扉を開ける。積込機械のオペレーターに、扉に荷がかからないよう申し合わせをする。	2014年2月19日

(2) 検索結果画面

事例情報一覧は、検索画面の結果として表示される。該当事例は、1行1事例のリストで表示され、それぞれの事例について次の項目が表示される。

①起因物 ②事故の型 ③場所 ④何をしているとき
⑤何がどうした ⑥改善すべき事項 ⑦登録日

ヒヤリ・ハット事例の活用方法

- 各事業所ごとにヒヤリ・ハット事例を収集する



ヒヤリ・ハット事例の活用

収集した事例について、危険な箇所の情報を共有し、事業所内で改善方法について話し合う、ヒヤリハットデータベースから類似した事例を探し、対応策を検討する



期待される効果

- ・事業所内の安全衛生状態の向上
- ・従業員の危険に対する意識の向上
- ・従業員間の危機意識の共有

関連資料

未熟練労働者のための安全衛生教育の動画教材

全産連では未熟練労働者向けの安全衛生教育動画を作成しました。内容は、収集運搬業と処分業のいずれでも活用でき、できるだけイラストを使いながら、具体的な事例も交えて最低限知っておいてもらいたいことをまとめています。

産業廃棄物処理業で働くみなさんへ
安全・健康で働くために

さまざまな危険がある！
運搬作業中、ドラッグ・ショベルにひかれ死亡！

現場内で運搬作業中、このドラッグ・ショベルをトゲさせようと運転。通さざるところ、運搬作業も右側のクローラでひいた。

運搬車と

現場への立入禁止措置を講じていなかった。つた。による運転前の周回の安全確認が不十分であった。なつた。衛生教育を行っていないかった。

3 安全な作業のために

- ① ドラッグ・ショベルと作業者が接触するおそれのある場所に、立入禁止区域を設ける。
- ② 誘導者を配置して機械を誘導させる。
- ③ ドラッグ・ショベル等の運転者に、運転開始前の周回の安全確認を教育。
- ④ 進行経路、立入禁止区域、誘導者配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定。
- ⑤ 策定した作業計画の内容を関係作業者に周知徹底。

産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況

年	発生件数	死亡人数
2007	108	1
2008	112	1
2009	115	1
2010	118	1
2011	121	1
2012	124	1
2013	127	1
2014	130	1
2015	133	1
2016	136	1
2017	139	1
2018	142	1
2019	145	1
2020	148	1
2021	151	1
2022	154	1

100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

「安全・健康で働くために(動画)」

<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/movies/>

「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル(産業廃棄物処理編)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

リスクアセスメントの実施支援システム



小規模事業所を対象とした、リスクアセスメントの実施を支援するシステム。

作業中に想定される典型的な「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」のリスクの見積りが可能

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)

リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメント実施一覧表

産業廃棄物処理業

数値化による方法

職場のあんぜんサイト
Ministry of Health, Labour and Welfare

Internet Explorer 6.0以上で、動作確認しています。
Excelはマクロを有効にしてご利用ください。

初期化

行追加

ウィンドウを開じる

Excel

[1-1]作業名 (概観・設備)	[1-2]作業名 (中分類)	[2]危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	[3]すでに実施している災害防止対策とリスクの見積り				
			実施している災害防止対策	重篤度	頻度	可能性	優先度 (リスク)
共通事項 <input type="button" value="変更"/> <input type="button" value="削除"/>	荷下ろし <input type="button" value="変更"/>	収集運搬車両からドラム缶に入った廃液をフォークリフトにて下ろす時、ドラムクリッパーから外れて落下し、作業者に激突し、全身を打撲する。 <input type="button" value="変更"/>	防止対策未実施 <input type="button" value="変更"/>	6	4	4	IV (14)

次の行を追加

[4]追加のリスク低減措置案と措置後のリスクの見積り					[5]措置実施日	[6]次年度以降に実施する低減措置案	[7]想定される残留リスクとその対応
追加のリスク低減措置案	重篤度	頻度	可能性	優先度 (リスク)			
①接触を防止する。(安衛則151条の7) ②確実なドラムクリッパーの挟み込みを確認する。 ③作業前に指差し呼称で確認する。 <input type="button" value="変更"/>	6	1	1	II (8)	2015年03月03日 <input type="button" value="変更"/>	<input type="button" value="変更"/>	■事業場で独自に存在する残留リスクを記入 <hr/> <input type="button" value="登録"/> <input type="button" value="未記入可"/>

その他の安全衛生関連資料

交通労働災害防止のためのガイドライン

〔厚生労働省労働基準局安全衛生部〕

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付 基発第83号)
の改正版(平成30年6月)

安全衛生関連ホームページ

- ・厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
- ・中央労働災害防止協会HP <http://www.jisha.or.jp/>
- ・労働安全衛生情報センターHP <http://www.jaish.gr.jp/menu2.html>
- ・労働者健康福祉機構HP <http://www.rofuku.go.jp/>
- ・ドライブレコーダ映像を活用した
ヒヤリハット例(全日本トラック協会HP) <http://www.jta-hiyari.jp/>

今日も
明日も
ご安全に。